

『第三版 一級建築士合格戦略 法規のウラ指導』第1版第1刷（2020年12月15日発行）正誤表

| 目次 | 頁 | コード | 誤 | 正 |
|------------|------|----------------|---|---|
| 11 特建耐火義務 | p190 | 02282 解説 | 「法27条第一号」「令115条の3第三号」より、……の基準に適合しなければならない。また……、「告示第193号第1」に載っており、「1項第一号」より「地上4階建ての物販店舗」の主要構造部は「75分間準耐火構造」が要求される。また「2項第一号イ(2)」に「通常火災終了時間」「特定避難時間」が、この項では「それぞれ75分間以上であるものに限る」とあるため、耐火構造とする場合を除き、「柱(第三号イ(2)(ii))」「はり(第五号イ(2)(ii))」については、75分間準耐火構造が要求されることがわかる。…… | 「法27条第一号」「令115条の3第三号」より、……の基準に適合しなければならない。その「主要構造部の構造方法」については、「告示255号第1」に載っており、その「2項」の「柱(第三号ロ(4))」「はり(第五号イ(2)(ii))」より、75分間準耐火構造が要求される事がわかる。また……、「告示第193号第1」に載っており、その「2項」の「柱(第三号ロ(4))」「はり(第五号イ(2)(ii))」より、75分間準耐火構造が要求されることがわかる。…… |
| | p191 | 原文 | 「国土交通省告示第193号第1」を一括削除 | |
| | p192 | 22103 解説 | 「法27条1項」「別表1」より「共同住宅」は、……に該当する。その主要構造部については……、その「第一号」「告示255号第1第二号」より、…… | 「法27条1項」「別表1」より「共同住宅」は、……に該当する。その主要構造部については……、その「第一号」「告示255号第1第三号」より、…… |
| | | 原文 | …… 原文：国土交通省告示第255号第1第二号 …… 二、…… | …… 原文：国土交通省告示第255号第1第三号 …… 三、…… |
| | p192 | 24063 解説 | 「法27条1項」「別表1」より「中学校」は、……に該当する。その主要構造部については……、その「第一号」「告示255号第1第三号」より、…… | 「法27条1項」「別表1」より「中学校」は、……に該当する。その主要構造部については……、その「第一号」「告示255号第1第四号」より、…… |
| | p193 | 原文 | …… 原文：国土交通省告示第255号第1第三号第1 三、…… …… | …… 原文：国土交通省告示第255号第1第四号第1 四、…… …… |
| | p195 | 条文の捉え方 (右段) | …… ⇒告示255号第1第1項 一 号 法27条1項第二号（小規模の特建）に該当 …… 二 号 木三共→1時間準耐火基準 三 号 木三学→1時間準耐火基準 …… | …… ⇒告示255号第1第1項 二 号 法27条1項第二号（小規模の特建）に該当 …… 三 号 木三共→1時間準耐火基準 四 号 木三学→1時間準耐火基準 …… |
| | p196 | | ○国土交通省告示255号第1 …… 一 …… 二 …… 三 …… …… 第3 令第110条の2第二号……、第1第1項第三号に掲げる建築物→【木三学】…… | ○国土交通省告示255号第1 …… 一 …… 二 …… 三 …… 四 …… …… 第3 令第110条の2第二号……、第1第1項第四号に掲げる建築物→【木三学】…… |
| 14 内装制限 | p225 | 13072 解説 | 「令128条の5第7項」に「内装制限の適用除外」の解説が載っていて、…… | 「令128条の5第7項」, 「告示251号」に「内装制限の適用除外」の解説が載っていて、…… |
| 18 容積率・建蔽率 | p318 | 02161 解説 | …… 解答：建築面積の最大値=560㎡ | …… 解答：建築面積の最大値=437㎡ |
| 25 建設業法 | p503 | 27284 解説 | 「業法22条3項」より、……とわかる。「業法(令)6条」より、…… | 「業法22条3項」より、……とわかる。「業法(令)6条の3」より、…… |
| 29 住宅関係法令 | p565 | 20224 解説 | 「品確法95条」より、「新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、同法第634条第1項及び第2項前段に規定する担保の責任を負う。この場合において、同条第1項及び第2項前段中「注文者」とあるのは「買主」と、同条第1項中「請負人」とあるのは「売主」とする。」とわかる。民法634条を読み替えると、…… | 「品確法95条」より、「新築住宅の売買契約においては、住宅の構造耐力上主要な部分等の隠れた瑕疵について、民法に規定する担保の責任を負う。この場合において、民法566条を読み替えると、…… |